

「スタンドパイプ式初期消火器具」の補助金交付事業について

地域の初期消火力を高め、共助の取組や地域防災力の向上を図ることを目的に、港北区では平成 28 年度に引き続き消防局補助事業と連携して、今年度も「スタンドパイプ式初期消火器具」購入費の補助事業を実施します。

1 補助対象

- (1) 自治会、町内会及び地区連合町内会
- (2) 優先順位

予算の範囲内での補助となるため、補助対象とする町丁目の優先順位を 3 段階に決めました。順位を定めるにあたっては「横浜市地震防災戦略」を基に焼失棟数が多い地域を優先としました。

順位	町 丁 目
順位 1 対策地域 (延焼の危険性が高い地域)	高田東一丁目、高田東四丁目、綱島西五丁目、日吉本町四丁目、新吉田東五丁目・六丁目、菊名一丁目、篠原台町、篠原町、篠原西町、仲手原二丁目、篠原東一丁目～三丁目、富士塚一丁目・二丁目、錦が丘
順位 2 対策地域を除く焼失棟数 1～5 棟未満	下田町二丁目～四丁目・六丁目、日吉本町一丁目～三丁目・五丁目、日吉一丁目・二丁目、高田西四丁目・五丁目、高田東二丁目、新吉田東一丁目・二丁目、新吉田東七丁目、樽町一丁目・二丁目、綱島上町、綱島西三丁目・四丁目・六丁目、大曾根一丁目～三丁目、大曾根台、大倉山二丁目・五丁目・七丁目、大豆戸町、師岡町、菊名二丁目・五丁目・六丁目、篠原北一丁目、仲手原一丁目、岸根町、鳥山町、小机町
順位 3 焼失棟数 0～1 棟未満	上記以外の町丁目

※ 多くの町内会等に補助を行うため、平成 29 年度に消防局事業で補助対象となった町内会等は対象外とします。また、平成 28 年度港北区事業で補助対象となっていない町内会等を優先とします。

2 補助内容

購入するスタンドパイプ式初期消火器具の購入費の 2 / 3 を区役所が補助します。
(補助上限額 20 万円)

昨年度の実績 5 基

(例) 購入費用 24 万円の場合

自治会・町内会等の負担	8 万円
港北区役所の補助	16 万円

3 申請手続き

(1) 申請期限

平成 29 年 9 月 1 日（金）～平成 29 年 10 月 31 日（火）

(2) 提出先

港北区役所総務課 防災担当 （電話：540－2206）

(3) 申請書類

- ・ 初期消火器具等整備費補助金交付申請書
- ・ 初期消火器具等設置位置図
- ・ 見積書の写し
- ・ 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し（町内会館に設置の場合は不要）

4 使用方法の習熟

補助対象となった場合には、スタンドパイプ式初期消火器具を使用した訓練を行っていただきます。

【スタンドパイプ式初期消火器具とは】

道路に埋設されている消火栓に直接ホース等を接続して消火を行うための消火器具です。ホースを含めた消火器具がタイヤ付の台車にセットされていますので、火災現場まで持ち運ぶことができます。



問合せ 港北区役所 総務課 防災担当
杉本、佐藤、葛川、厚地
電話 540－2206

第1号様式（第5条第2項）

年 月 日

横浜市長

団体名

住所

代表者氏名

電話 ()

印

初期消火器具整備費補助金交付申請書

初期消火器具を整備するため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 整備種別 スタンドパイプ式初期消火器具

2 整備費用総額 _____ 円

3 設置場所
港 北 区

4 申請理由

5 添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 初期消火器具設置位置図
- (3) 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し